

従業員の皆さまへ

平成 23 年 6 月 1 日
北日本産業株式会社
業務部

「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画について

○ はじめに

■ 次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定し、取り組まなければならないというものです。

○ 社としての取り組み

■ より安心して子育て育児が行えるよう、就業規則「育児休暇」の周知取得の促進を図る。

以下、第52条（育児休暇）

社員が満1歳に満たない子の養育をしようとしたとき、申出により育児休暇を取得することができる。その期間は子が満1歳になる月の末日までとする。

但し、勤務1年未満の者及び配偶者が常態として養育できる者を除く。

②育児休暇を取得しようとするとき、1ヵ月前まで出産予定を証明する書類を添付し、育児休暇願を提出しなければならない。

○ その他

■ 雇用保険 育児休業給付制度の活用

上記、育児休暇の賃金の取扱いについては無給ですが、次のすべての条件を満たした場合、雇用保険の育児休業給付金を受け取ることができる。

1. 一般被保険者である。
2. 育児休暇開始日の前2年間に、賃金支払い基礎日数11日以上が12ヵ月以上ある。
3. 各支給単位期間（育児休暇開始から1ヵ月毎の区切り）に、休暇日が20日以上ある。
4. 各支給単位期間において、休暇開始時の賃金に比べ、80%未満の賃金で雇用されている。